

市民の安全な生活確保へ！

境港市暴力団排除条例を制定

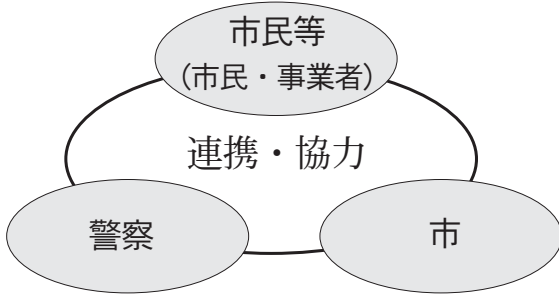


暴力団は、市民の生活や事業活動に介入し、これを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に対して多大な脅威を与えています。

市は、このような社会情勢を踏まえ、市民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団排除の基本理念などを定めた境港市暴力団排除条例を制定し、今年1月1日に施行しました。

条例の基本理念

- ◎ 暴力団を恐れない
- ◎ 暴力団に資金を提供しない
- ◎ 暴力団を利用しない



条例の主な内容

●市の責務

市は、市民および事業者の協力を得て、警察と連携しながら暴力団排除に関する施策を推進します。

●市民等の責務

市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めること

暴力団排除に役立つ情報を知ったときは、市や警察に提供しよう努めること

暴力団員などから不当要求を受けたときは、市や警察に相談するよう努めること

暴力団員などと密接に交際するなど社会的に非難されるような関係を持たないよう努めること

事業者は、事業を行う際、暴力団と一切の関係を遮断するよう努めること

●市が実施する取り組み

市の事務や事業が暴力団の利益につながるような必要な措置をとります。

市が設置する施設から暴力団を排除します。

市民および事業者への情報提供などの支援を行います。

暴力団排除の機運を高めるため広報、啓発活動を行います。

●青少年に対する教育

市は、中学校において、生徒が暴力団に加入せず、また暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育を必要に応じて行うようにします。

●暴力団を利用することの禁止

市民および事業者は、トラブル解決のため、暴力団の威力を利用してはならない。

●利益供与の禁止

市民および事業者は、暴力団の威力を利用し、または暴力団の活動や運営に協力する目的で、利益の供与をしてはならない。



警察とも連携強化

条例の制定に合わせて、昨年12月26日に、境港警察署と「行政事務からの暴力団の排除に関する協定」を締結し、市の事務や事業から暴力団を排除するための協力的体制を整えました。

暴力団の排除に関する協定



市と警察署の協定調印式

●問い合わせ先

総務課行政係

(☎) 47-1007